

## 会 議 録

会議名 (審議会等名)	川西市民間保育所整備法人選考委員会 (第1回)		
事務局 (担当課)	健康福祉部 福祉推進室 福祉政策担当 内線 (2651)		
開催日時	平成19年2月5日 (月) 19時00分～ 21時20分		
開催場所	川西市役所2階 202会議室		
出席者	委員	農野委員・石丸委員・桑名委員・山本委員・松下委員・壱岐委員・平岡委員・渋野委員・喜谷委員・後藤委員・塚北委員	
	その他		
	事務局	竹本健康福祉部長・益本福祉推進室室長・根津福祉政策担当主幹・武富主査・井関	
傍聴の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可	傍聴者数	30人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由			
会議次第	1 開会 2 あいさつ 3 委員紹介 4 議事 (1) 委員長及び副委員長の選任について (2) 川西市民間保育所整備法人選考委員会設置要綱について (3) 川西市民間保育所整備法人選考委員会の会議公開について (4) 選考方法及び選考日程について (5) 審査基準について (6) その他		
会議結果	1 委嘱状を交付した。 2 委員長及び副委員長を選任した。 3 川西市民間保育所整備法人選考委員会設置要綱案の説明を事務局から受けた。 4 川西市民間保育所整備法人選考委員会の会議公開について、上記要綱の内容を踏まえ、評価などは非公開で行うが、公開できる部分ではできるだけ公開して進めることとした。 5 委員から補充資料の提出があった。		

事務局	<p>第1回川西市民間保育所整備法人選考委員会を開催する。私は選考委員会の委員長決定までの間、進行役を務める健康福祉部福祉推進室長の益本である。第1回の選考委員会開催にあたり、大塩市長よりご挨拶申し上げます。</p>
市長	<p>本市においては平成21年度を目標年度とする次世代育成支援対策行動計画を策定しているが、老朽化した公立栄保育所の建替えの必要、保育所待機児童の解消、利用者の多様な保育ニーズに対応するため、新設民間保育所の整備を進めていきたいと考えている。新設する民間保育所では市内で初めてとなる休日保育や質の高い保育サービスを提供してもらうほか、地域の子育て支援にも積極的に関わってもらい、本市の保育福祉の充実を図りたいと思っている。本選考委員会には、保育所整備について、保育を必要とする人たちにとっても、最もふさわしい法人を選考してもらいたいと考えている。</p>
事務局	<p>会議次第3委嘱状交付及び委員紹介に移る。本来なら委員の皆様へ委嘱状を交付すべきところであるが、今回はあらかじめ机の上に置かせていただいている。</p> <p>委員の紹介をする。選考委員会名簿、資料ナンバー2である。学識経験者・公認会計士の分野から大阪大谷大学教育福祉学部教育福祉学科助教授農野寛治委員、千里金蘭大学生生活科学部児童学科助教授桑名恵子委員、人権擁護委員の石丸雄次郎委員、公認会計士の山本敬一委員である。続いて、認可保育所保護者の分野から3人の委員に出席願っている。松下理恵委員、壱岐靖子委員、平岡葉子委員である。認可保育所施設長の分野から川西市立川西保育所所長渋谷かず子委員である。続いて、川西市社会福祉審議会児童育成専門部会委員の喜谷千恵美委員である。同じく委員の若松委員は遅れるという連絡を聞いている。続いて、川西市職員の分野から川西市すこやか子ども室長の後藤哲雄委員、保育所担当主幹の塚北和徳委員である。</p> <p>事務局側を代表して竹本健康福祉部長からあいさつをさせていただく。</p>
部長	<p>川西市健康福祉部長竹本である。法人の整備手順では選考要項の審議や現地視察などを踏まえて決定するようにお願いしたい。本当に保育を必要とする人たちに最良の法人を選考してもらうようお願いし、私の挨拶とさせてもらう。</p>
事務局	<p>本日の配布資料の確認をする。本日のレジュメ、資料1の公募の際の整備法人公募要項、資料2の選考委員会名簿、資料3の選考委員会設置要綱、資料4の選考委員会会議公開制度運用要綱案、資料5の選考方法及び選考日程について、資料6の審査基準案がある。今回の公募は、今日2月5日が締切日である。社会福祉法人2法人、学校法人2法人の計4法人から申請書類の提出があった。受付順で、川西市に本部のある社会福祉法人有朋会。大阪府和泉市に本部のある学校法</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

## 審 議 経 過

No.

事務局	<p>人清泉学園。宝塚市に本部のある社会福祉法人サン福祉会。大阪府高槻市に本部のある学校法人成城学園。これらの申請書類については、本日の議題となっている審査基準がまだ定まっていないので、現時点では申請書類一式を渡すのを控えている。本日の審議で審査基準の策定にめどがたてば、その時点で委員の皆様の了承を得て渡すと考えている。また、提出があった書類のうち、応募法人の決算書類は準備が出来次第、市政情報コーナーにおいて住民の閲覧に供する。</p> <p>議事に進む。議題2委員長及び副委員長の選任についてである。資料3に本委員会の設置要綱を用意している。要綱の第3条第2項に本委員会には委員長及び副委員長を置くこととなっている。同じく第4項では委員長及び副委員長は委員の互選によるとなっている。いかがさせていただくか。</p> <p style="margin-left: 2em;">(事務局一任の声あり)</p>
事務局	<p>事務局案を紹介していいか。</p> <p style="margin-left: 2em;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>委員長に農野寛治委員、副委員長に石丸雄次郎委員を推薦したいが、いかがか。</p> <p style="margin-left: 2em;">(異議なしの声あり)</p>
事務局	<p>委員長に農野寛治委員、副委員長に石丸雄次郎委員をお願いしたい。代表して農野委員長に挨拶をお願いします。</p>
委員長	<p>今日は非常にたくさんの傍聴の方が見えており、関心の高さを一同認識している。子どもたちのためにより保育を展開してくれる民間の方を選定したい。今後の業務の中で皆様方委員の方々の暖かい意見をもらいながらいいところを選定していきたい。今回保護者の方も3名入っているということで、非常に心強い。</p>
事務局	<p>以後の進行は農野委員長をお願いします。</p>
委員長	<p>議案に基づいて進めて行く。川西市民間保育所整備法人選考委員会設置要綱について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、議題の要綱について説明する。私は健康福祉推進室根津である。設置要綱に基づく選考委員会の職務の内容と、川西市で行った民間保育所整備法人の公募概要が密接に関わっているので、まず、資料1の民間法人の公募要項のほうから概要だけ説明する。</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

事務局	<p>資料は資料1 民間保育所整備法人公募要項である。説明は重要事項のみにとどめる。まず、項目の2、今回の公募の応募資格である。(1)として、応募時点において兵庫県又は大阪府内で認可保育所を運営している既設社会福祉法人であること。(2)として、応募時点において兵庫県又は大阪府内で認可幼稚園又は認可保育所を運営している既設学校法人であることとしている。つまり実績のある社会福祉法人又は学校法人である。続いて、保育所整備の概要、(3)である。今回の整備予定地については有償貸与である。保育所開所後当初3年間は無償、その後路線価の2パーセントに相当する額、開所後10年を経過した際にはもう一度再検討する。路線価の4%、つまり本市の行政財産使用料徴収条例という条例で定められている土地を有償貸与する場合の基本金額であるが、それを基本として再度法人と協議をするという内容としている。続いて、項目の4、本市の補助金である。まず、(1)建設補助である。今回川西市の補助金としては国の次世代育成支援対策施設整備交付金という補助金類似の交付金があるが、それを財源として、その2倍相当額を交付する。社会福祉法人の場合、川西市から1億5千万円の補助金の交付があるものとして資金計画を提出してきているはずである。学校法人の場合には国の交付金の充当先となっていないので、3千750万円、社会福祉法人の場合の4分の1となる。今回申請のある学校法人については川西市から3千750万円の補助金の交付があるものとして、資金計画を提出しているはずである。続いて運営補助である。今後児童1人当たり2千円程度の新たな運営補助を交付していく予定である。これは予算の議決が前提となる。ただ、今回公募している法人はそのこともある程度見込んで資金計画を立てているはずである。続いて、項目5整備年度、項目6提出書類、項目7提出部数、項目8応募方法及び項目9募集の日程についてはご覧のとおりである。項目10選定方法である。選定については、基本的には本選考委員会において、その基準や手続きを定めもらうこととしているが、一応公開の場でのプレゼンテーションの実施及び以後は公開・非公開は本選考委員会で決定をしてもらうが、ヒアリング、現地視察等を実施することがある。項目11選定結果の通知についてはご覧のとおりである。項目10で1つ言い漏らしたが、選定方法の(5)本選考委員会の審査の結果、整備法人該当なしとする場合もありうる。公募要項の説明は以上である。</p> <p>続いて、公募要項の別紙1 民間保育所整備法人応募要領について、概要のみ説明する。まず、項目の2保育内容に関することである。新設保育所で実施をしてもらいたい特別保育等の内容を列挙している。定員を120名、9人以上の乳児保育、一時・特定・休日等の保育、特に休日保育については、現在本市において実施されている保育所はなく、本市初となる。続いて、午後8時までの延長保育、地域子育て支援事業、園庭開放など施設の地域開放の積極的な実施、他の認可保育所からの移管乳幼児についての不安解消、障害児保育の実施、川西市があらか</p>
-----	--

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

事務局	<p>じめ認めた費用以外の費用負担を求めない。続いて項目の5職員である。保育の質ということを鑑み、職員について今回の公募について一定の要件を課している。施設長は、保育士又は幼稚園教諭の資格を有し、専任とする。また、認可保育所での10年以上の実務経験を有し、かつ認可保育所で施設長等の幹部職員、主任保育士やそれに相当する職務以上の職務を含むが、幹部職員として、3年以上の実務経験を要請している。保育士は、児童福祉施設最低基準に基づく保育士数の3分の1以上の者が認可保育所で保育士として3年以上の勤務経験を要求している。なお、保育士としての資格を有している場合には幼稚園での経験年数を算入することができる。今回応募している法人はこの要件を満たしているはずである。以上が応募要領の概要である。</p> <p>続いて、本選考委員会の設置要綱について説明する。資料3である。まず、第1条である。選考委員会の設置として、民間保育所の整備及び運営を行う法人の選考を行うために整備法人選考委員会を置く。次に第2条本委員会の職務である。整備法人を選考するための基準及び整備法人の実際の選考を職務とする。なお、選考であるが、この選考委員会において法人を選考してもらい、川西市が決定することとなる。整備法人は今回土地貸付契約の相手方であり、建設補助金の交付の相手方である。したがって、整備法人の決定行為は貸付契約の相手方の決定行為であり、補助金交付の相手方の決定行為であるので、最終的には市が決定をする。続いて、本委員会の構成第3条であるが、先ほど紹介したとおりである。続いて第4条会議である。会議は委員長が招集する。なお、委員の半数以上の出席がなければ本選考委員会を開催することができない。続いて、第5条として、委員の皆様は守秘義務である。委員の皆様は選考委員会を通じて知りえた秘密、これを漏らしてはならないという規定を置いている。これについては、通常我々地方公務員に課されている守秘義務と同趣旨の規定であるが、具体的内容としては本選考委員会において非公開とされた議題の内容がおおむねこの守秘義務に該当するものと考えている。この守秘義務は職を退いた後も同様とするとしているが、選考終了後においては、一定の内容が解除されることになると考えられる。その非公開を解く部分については、後日この選考委員会において、非公開を解く部分の内容や時期について協議をして欲しい。続いて第6条の除斥である。本選考委員会の審議内容について利害関係を有する方は審議に加わることができないこととしているが、委員全員の同意がある場合には可能である。続いて、本委員会の庶務は健康福祉部福祉推進室において処理する。以上が選考委員会設置要綱の主な内容である。</p>
委員長	意見はあるか。
委員	私たち保護者3人今来ているが、こういう場所には不慣れである。資料を作成

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委員	<p>してきたので資料の配布を認めて欲しい。</p> <p>(資料配布)</p>
委員	<p>法人のイメージがわからないので、ホワイトボードに4法人の名前を示して欲しい。</p> <p>(ホワイトボードに応募法人名を示す)</p>
委員長	<p>今、保育の内容、新しく保育所を建てるときの条件を事務局から聞いたが、結構厳しい条件である。よく4法人が応募してくれたと思う。この基準を元に、どのくらい法人が対応できるのか、全てのことをしっかりと見極めていきたい。他に何かあるか。</p> <p>次の議案に入る。事務局から説明願う。</p>
事務局	<p>会議公開制度運用要綱案について説明する。</p> <p>まず、会議公開制度運用要綱案である。資料の4である。本市における会議公開制度については、各審議会や懇話会等の組織で要綱を定め、実施する。つまり、本選考委員会において要綱を制定し会議公開を実施していくこととなる。この内容は、本要綱第2条第2項に規定しているとおり、本市の他の審議会も同様の取り扱いとしており、委員会の自主的な情報提供として実施する制度としている。それでは、内容について説明する。会議公開制度運用要綱第3条である。会議公開の具体的な方法であるが、まず、その1として、審議会等設置状況の公開。詳細は後ほど説明するが、本選考委員会という組織を設置しているという事実の公開である。続いて、会議の開催についての公開である。本選考委員会の会議及び議題を広く知らせていくという内容である。続いて、会議の傍聴である。本日のとおり、原則として、会議の傍聴を認める。続いて、会議録の公開である。選考委員会については、会議録を作成し、市の市政情報コーナーで閲覧に供する。続いて、第3条である。先ほど申しあげたその1の審議会の設置状況公開の具体的な内容である。この設置状況の公開の具体的項目は書いているとおり(1)から(11)である。これは、市政情報コーナーで閲覧に供せられる。選考委員会の名称、事務局担当課、設置の根拠、設置の年月日、担当事務、委員数、委員の任期、委員の構成、設置の答申事項等、委員名簿。委員名簿の内容は、役職及び氏名、選出基準である。続いて、第4条会議の開催について等の公開である。あらかじめ公開する。公開する内容としては、(1)から(6)である。会議名、本選考委員会の開催日時及び場所、会議の次第、次第というのは議題のことである。傍聴の可否の予定及び傍聴を認めない場合又はその一部を認めない場合にあつて</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

<p>事務局</p>	<p>はその理由。原則公開としているが、一定事項に該当する場合は非公開とする。これは、後ほど説明する。傍聴の定員、これはあくまでも予定である。こういう内容をあらかじめ、市政情報コーナーや市内10箇所の行政センター、市のホームページ、市役所1階にあるインフォメーションの案内板等に備え付ける。なお、電話照会にも答える。続いて、会議の傍聴である。6条である。会議は原則として傍聴を認める。しかし、第2項として、前項の規定に関わらず、会議の議題が川西市情報公開条例第7条第1項各号に規定する非公開情報に該当すると認めるときは、会議の傍聴を認めない。この情報公開条例は、資料の4の会議公開要綱の一番後ろに参考として添付している。本市情報公開条例第7条第1項各号の非公開情報であるが、一般的には他市等でも見られるように、個人情報、法人の競争上の地位を守る情報、意思形成過程情報、事務事業の執行状況、他市等でも規制されている内容について、規制している。後ほど概要説明をする。続いて、会議録の公開である。事務局は会議の終了後、遅滞なく次に掲げる事項を記載した会議録を作成する。会議録の内容は(1)から(8)である。会議名、事務局、開催日時及び開催場所、出席者、傍聴の可否及び傍聴を認めなかった場合又はその一部を認めなかった場合にあつてはその理由、傍聴者数、会議次第及び会議結果、審議経過、主な発言要旨である。こういう内容を記した会議録を作成することとし、概ね会議録に係る会議の開催日以降1ヶ月以内に本選考委員会の会議録としての承認を得る。なお、この承認を得た会議録については、本市の市政情報コーナーにおいて閲覧に供される。しかし、本会議録の内容が川西市情報公開条例7条1項各号、先ほどの非公開情報と同様の内容であるが、これに該当する場合には、審議経過、皆様の発言要旨の全部若しくは一部を公開しない。つまり、会議録を閲覧に供さない。以上が本市の会議公開要綱の概要である。各種様式を付けているが、先ほど説明をした設置状況や開催のお知らせや会議録及び審議経過、こういった様式で中身が記入される。</p> <p>なお、傍聴要領として、この会議の傍聴を認める際に傍聴人の方に守ってもらう定めを要領として定めている。これも本市の審議会や懇話会等共通の規定となっている。説明は以上である。</p>
<p>委員長</p>	<p>何か質問はないか。</p> <p>委員会で決定が終わるまで委員名を非公開とするところも多い中、選考委員会のメンバーを公表するというのは一定評価できる。公開に関しては、原案どおりということで結論していいか。</p> <p>非公開事項の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>先ほど申した会議非公開の情報に基づいて会議の傍聴を認めない場合、及び会議録の非公開、すなわち発言要旨等を閲覧に供しない場合として、川西市情報公</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

事務局	<p>開条例7条1項各号に該当する場合という定めを置いている。その内容について説明をする。資料は資料4の会議公開制度運用要綱の一番後ろに添付している川西市情報公開条例である。該当箇所は川西市情報公開条例第7条の第1項(1)から(7)までである。概要について説明する。まず(1)である。個人の思想、宗教、身体的特徴等こういった情報を非公開としている。この部分は個人情報の保護ということである。続いて(2)である。法人等情報である。法人その他の団体、かっこ書きがあるが、法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で、個人の部分は関係ないが、法人その他の団体に関する情報で公文書の公開をすることにより当該法人等の競争上の地位又は正当な利益を明らかに害すると認められるものという規定を置いている。今回の法人等情報の解釈であるが、本市の解釈と運用によると、競争上の地位又は正当な地位を明らかに害するとは、事業者等に対する名誉の侵害、社会的評価の低下につながる情報、団体の内部事項すなわち経営の公になっていない情報である。このような情報は非公開とすることとしている。続いて(3)である。意思形成過程情報と呼ばれているものである。市の機関内部若しくは機関相互間又は市の機関と国、他の地方公共団体若しくはそれらに準ずる団体の機関との間における審議、検討又は協議に関する情報で、今回の場合だと、市の機関内部の審議、検討又は協議に関する情報に該当する。公文書の公開をすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ。これが一つのパターンである。次のパターンとして、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ。これが二つ目のパターンである。最後に三番目のパターンとして特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められる情報となっている。なお、本市の解釈と運用によると、特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるとは、情報を得た者と得ない者の間に不当な格差を生じる情報とされている。続いて(4)である。地方自治法に規定する執行機関の附属機関等、その他これらに類するもの、本選考委員会はこのその他これらに類するものに該当する。に係る情報で公文書を公開することにより当該附属機関等の独立性及び自立性が不当に損なわれると認められるもの。本市解釈と運用によれば、附属機関等の公正な判断が妨げられ、又は円滑な議事運営若しくは関係者との信頼関係、この場合は応募法人等が考えられるが、関係者との信頼関係が損なわれると認められる情報とされている。続いて(5)である。一般的に事務事業執行情報とされているものである。市の機関、国は関係ないので、市の機関で行う事務または事業に関する情報で、公文書の公開をすることにより、次にかかげる恐れ、その他当該事務又は事業の性質上当該事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあると認められるもの。アからホまでに規定されている。こういった事項が通常各号に該当すると言われている。特にこのうちアである。監査、検査、取締り又は試験に係るとなっている。これは解釈運用によると指導監査や立入検査に</p>
-----	--

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

事務局	<p>関する事務が上げられている。こういった事務に関し、正確な事実の把握を困難にする恐れ又は違法若しくは不当な行為を容認する若しくはその発見を困難にする恐れがある場合に非公開とすることとしている。(6)として、人の生命、身体、財産の保護、犯罪の予防等に支障が生ずると認められる情報が、(7)として、法令等により秘密とされている事項が情報公開条例上の非公開とされているところである。以上である。</p>
委員長	<p>プレゼンテーションに関しては公開である。プレゼンテーションについては、今回問題ないと思うが、ヒアリング及び選考委員会の会議そのものの非公開・公開の是非について少し議論をする。意見はあるか。</p>
委員	<p>こんなにたくさん難しい言葉が並ぶと、どれかひっかかって非公開となる。結局真っ黒になってしまうような気がする。他の委員はどう思うか。</p>
委員	<p>会社を経営している立場からすると、公開すると本音の部分の話ができなくなる。ヒアリングに関しては非公開にしたい。</p>
委員	<p>個別具体的に対応していかないといけないが、この場でこういうものは非公開でこういうものは絶対公開しないとイケないというような枠組みは難しいのではないか。</p>
委員	<p>ヒアリングについても保護者は公開で聞きたいことがたくさんあると思うので、公開でお願いしたい。</p>
委員長	<p>資料1を読んだが、プレゼンテーションに関しては公開の場においてということで公募要領の中でイメージしている。ただ、ヒアリングに関しては選考委員によるヒアリングを行うということだけであって公開するということは書かれていない。もし、この委員会の中で公開するというようなことを決めたとしても、事業者の同意を得ないと進められない話ではないか。事業者の方がヒアリングを公開しても構わないと判断するのか、しないのかということがまず前提となってくる。委員会の中で議論するとかなりつつこんだ話が出てくる。現職の方の給料やそれぞれの理事者の方の略歴など法人のナイーブな資料を委員に見ていただくことになる。すでに2つの社会福祉法人が手を挙げているが、保育園を運営していて、子供を通わせている、法人が運営している法人の保育のあり方自体をこの中で議論していくということになる。市民の方にとっては、公開して欲しい、色々なことを教えて欲しい、知りたい、そういった気持ちはあろうかと思うが、一定相当つつこんだ形でここで議論がされる。それを多くの方に公開するということ</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委員長	の危険性を感じている。選定のプロセスについては非公開、終わってから公開されるというパターンが非常に多い。それから、公募の委員の懸念のとおり、市民の方にとって真っ黒な形ですすめるという、これは避けたほうがいい。したがって、公開できるものは公開したらいい。とりあえず、ヒアリングについては、事業者にヒアリングを公開するという前提ではないということ。そして、委員会の審議の中ではかなり法人そのものの評価を各委員が話してもらうことになるということ。
委員	この委員会自体が何回開催されるのかも分からない。不安はある。確かに難しい問題ではある。
委員	非公開の条例は分かりにくい。個別具体的にこれは公開、これは非公開と決めていけばいい。
委員	本来保護者が入った趣旨があるはず。何でも非公開というのもどうか。
委員	広く市民に関わることである。ぜひとも公開にして欲しい。
委員	私には守秘義務がある。あまり何もかも公開となると何も言えなくなってしまう。
委員	保育所とかの第三者評価というものがあるが、その中で公開していいものといけないものがあると思う。
委員	保護者としては栄保育所の民営化には反対である。不安のままにきている。責任重大であるし、公開してもらえると安心である。
委員	インターネットで情報を流されると委員としては萎縮してしまう。保育内容について一方的な情報が流されると嫌である。
委員	法人の評価にかかわるような部分については、原則非公開もやむを得ない。
委員	保護者としては公開してもらいたい。公開しては危ないものもあるかと思う。一応は非公開として、保護者3人だけでは負担が重いので、何人かに入ってもらうのも一つの手だと思う。
委員長	議論の整理をする。まず、選定に関する議論をしていく中で、原則非公開とす

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委員長	<p>べきような事項が出てくるであろうという一定の理解は得られたと思う。選考委員会の評価の議論については非公開としたほうがいいような気がする。保護者の方々が不安を持っているというのは、非常によく分かる。ただ、どちらかというと、私は、いい保育所を選ばれる主体はどちらかというと公募委員さんにあると思っている。保護者の皆さん方を支える役割を私たちが担うという気がしている。財務関係については会計士がおられる。社会福祉法人の財務会計はなかなか難しく、一般の企業とは若干違うところもある。だから、資力のない法人がよくないのかといえばそうではない。資金をいっぱい、しっかり子供のために使っている法人もある。色々な角度から検証していく必要があり、色々アドバイスいただく方をそろえていただいている。市民の方の代表として来ているというプレッシャーはよく分かるが、一定保護者代表として責任を持って欲しいと思っている。必要であればこういう資料を持ってきてもらい、この中で諮ってもらいながら、極力公募の委員さんの意見は真摯に受け止めながら議論していきたい。したがって、選考委員会の会議に関しては、原則非公開。ただし、全て非公開というわけではなく、若干議論の内容によっては公開という道も残しながら進めさせて欲しい。プレゼン以外のヒアリングに関してであるが、これは先ほど4者の方の同意が必要という前提がまずある。そして、その中で若干非常につまんだ質問が出てくるのが想定される。ヒアリングについて、プレゼン同様原則公開でいくという意見をもらっている。理由はよく分かるが、いかがか。事業者の評価に関する審議については、原則非公開という形で行うことについて、意見はあるか。</p>
委員	<p>川西市の民間認可園が4園あるが、法人を決めるのにどういう形をとっていたのか。</p>
事務局	<p>保育所公募を以前に1回やっている。同じように非公開ですべてやっている。その時にはまだプレゼンという制度は設けていなかった。プレゼンを設けたのは前回の老人ホームの公募のときに初めてプロポーザルという形で公開でやった。やはり関心の高い方が多いといったことで、その場を設けた。</p>
委員	<p>行政からはあなた方は保護者の代表ではないと言われたがどちらなのか。</p>
委員長	<p>この委員会を構成するに当って、一番市民の方に近いところに意見をもらうというのは大事なことであると思う。保護者の代表だが、一定委員として働いてもらうということだと思う。むしろ専門家が見落としてしまうようなところを見て欲しい。例えば、プレゼンテーションを見て、私の子どもをここに預けたいと思うかどうかという、そういう感覚がとても大事である。そういう感覚をもって色々評価に参画して欲しい。おそらく、この委員会の仕事はいい法人を選定するた</p>

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

## 審 議 経 過

No.

委員長	めの仕事であって、そのために多くの広く様々な角度から検討する方を選んでい ると思う。市民委員さん方は、市民としての立場を踏まえながらも、委員として 委嘱を受けている以上、客観的に見てもらい、一定行政に対して協力もするとい うことであろうと思う。
委員	保護者として意見を集約して委員会に持って来るのではなく、委員としての判 断をしてもらいたいということである。
委員長	審査基準の審議やどういう形で評価するかについては、他の人から色々な影響 を受けずに、独立性を保ってやっていきたい。評価基準などは非公開としてこの 中で進めたい。ただし、決まったことについて、当然市民の方に知ってもらわ べきことについては公開とする。議論のプロセスについては、利害関係があるよ うな団体からアプローチを極力受けたくないというのが私の意見である。原則こ この議論は非公開とするが、必要な部分については公開とする。
委員	非公開とういうのは守秘義務があるのですね。非公開部分は例えば家で夫に話 すのも駄目なのか。
委員長	そのとおり。それだけ独立性を保ちながら進めていかないといけない。
委員	児童育成専門部会の委員であるが、各方面から電話がかかってくる。ある程度 決まるまでは非公開として欲しい。
委員	仕方がないと思う。大切な子ども達を預ける立場がある。法人はある程度の評 価にさらされることを決めて応募してきていると思う。
委員	保育の公的責任という観点から、社会福祉法人の情報はある程度見られても構 わないという部分がある。
委員	阪神間のある市で情報を公開して欲しかったという意見があった。全て公開す ると色々なところで弊害が出てくる。第三者評価のレベルでは公開してもいいと 思うが、他の部分は慎重にしないと大変なことになる。
委員	具体的にどういう弊害が出るのか。
委員長	例えば、こういうことが起こりうるということで聞いて欲しい。書類で個人名 があがってきた場合で法人の名誉を損なう恐れがある。厳しい評価を下さなけれ ばならないことがあり、法人の評価を落とす可能性がある。委員には守秘義務が

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委員長	あるが、傍聴者には守秘義務がない。風評が一人歩きすることも考えられるが、委員は責任を負わなければならない。
委員	いい法人を選ぶということは、逆に言うと他の法人は駄目ということ。原則非公開で進めてもらうのがいいと思う。
委員	前回は原則非公開としたが、その時と今が違うのはプレゼンテーションの部分か。プレゼンは公開されるというのが前回と違う部分か。
事務局	<p>公開の中で1法人を選ぼうとすれば、審議過程での発言で、各委員がどの法人を評価しているかが徐々にみえてきて、最終的に委員はどの法人を推薦したかということが明らかになってしまう。とすれば委員の自由な意見が阻害されることが心配される。</p> <p>他市に保護者が委員として参加する際のあり方について照会した際、以前保護者が委員として参加していたことがあるが、委員会によって選考された法人は、一部保護者の方の意に沿わない結論となり、その後保護者委員が大きなプレッシャーを負ったということから、保護者委員の参加には配慮すべきであるということだった。</p> <p>本市では、選考への関心の深さに配慮し、保護者の方に委員として参加していただいているが、審議過程での各委員の発言の責任は問われないうなかたちにする必要があると考えている。あくまでも委員会として結論を出してもらうことになる。選考過程では各委員が自由に協議していただければと思っており、事務局としても、原則非公開が妥当と考えている。</p>
委員長	原則非公開。ただし、必要な部分については極力公開するという意見を出したが、この原案に対する意見はないか。
委員	最終的な決定権は市にあるというのが気になる。市民が納得できるように委員会の意見を踏まえて法人が選ばれたようにしないといけない。市が一方的にすることがないようにしなければならない。
委員長	市が求めているのは委員会に諮問するということである。どの法人が良いのか諮問をし、委員会でこの法人がいいだろうという答申をする。答申を元に最終的に決定するのは市であるが…ということである。委員会で点数を付けて答申をするそれが私たちの仕事である。
委員	民営化や栄保育所の廃園に関しても、厚生経済常任委員会でも社会福祉審議会児童育成専門部会でも疑問視する意見が出ているにも関わらず、事業が進められて

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委員	いる。
委員長	市民にとっては不本意であるかもしれないが、その中で選定をして欲しいという市の方向性とこの委員会の職務が一致しているのは確かである。ここで選んだものを覆して市がするということになる、一定市がきちっと説明する責任が生じる。
委員	市民の方の意見も色々な立場から保育所問題は聞いている。誤解があると思うが、児童福祉審議会は川西市の子どもプランの進捗状況を審議するところであって、たえず座長が言うように保育所問題の賛否を問うところではないというところだけ誤解のないようにして欲しい。ここにしても、審議会にしても、非常に自分の中の矛盾を抱えて参加している部分が多い。そこがしんどいところ。立場と委員といろいろな部分で考えなければならない。もう1つ保護者がこれだけ意見をいうのは、川西市が以前民間保育所誘致のときにいろいろと出来事があったなかで、今回経験された方もおられる。母親の立場からすれば、子どものことが載ってくる。子どもの遊び場を確保して欲しいなどがだいたい多い。今回の公募要項では、職員関係の部分が強調されている。人という部分を大切に思ってもらっているようだ。
委員長	原案を委員会に諮りたいが、原案に賛成でよいか。  (異議なしの声あり)
委員長	不本意であるかもしれないが、この中でしっかり議論していきたい。皆さんの意見を真摯に取り上げて議論していきたいと思う。 この後、選考方法、審査基準について話さなければならないが、時間がない。選考方法及び日程あたりはやがて最終的には公表される事項だと思う。審査基準についてもやがて公表されるかもしれない。ここから先は選考方法に関する事項になるため、非公開という形になると思うがいかがか。時間が迫っていることについて事務局いかがか。
事務局	予定は9時であったが、了解願えたら9時30分まで延長願えるか。
委員長	5分ぐらいで議論するのは無理だが、9時30分まで延長するというのはいかがか。
委員	仕事があるのと、子どもの学校の関係があるので、無理だと思う。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

委員長	残りの時間で日程と審査基準について簡単に議論したいと思うが、これは傍聴可でいいか。
事務局	日程のほうは構わない。
委員長	次回の委員会は、委員皆さんが空いている日となれば、2月13日の火曜日である。2月13日火曜日夜7時で予定はどうか。
委員長	第2回の委員会は2月13日に開催する。内容については選考方法などについて入っていくので非公開とする。審査基準であるが、今日もらった資料6の中に審査基準が入っている。今回選考委員からの審査基準についてはこういうふうな点を配慮するというメモももらっている。審査基準について残りの時間で議論するのは物理的に無理であるので、それぞれの委員が持ち帰ってもらって、もう一度検討してもらおう。この部分については膨らまして欲しいとかメリハリをつけるということも含めて考えてもらい、次回の委員会で議論してもらおう。これも原案で諮るが、どうか。今も選考基準に係る話であったので、非常にセンシティブな話であった。
事務局	審査基準の件であるが、今日議論ができなかったので、アンケート的なものを用意している。自宅のほうで審査基準を検討し、変更等の意見があれば次回の委員会までにFAXで送ってもらえれば、それも含めて検討させてもらおうということでもいいか。
委員長	よい。
事務局	法人もプレゼンテーション、ヒアリングの日はいつかということに気になっている。4法人しかなく、遠方から来るということもあり、同じ日にプレゼンテーション、ヒアリングを行うということも一つの案として考えている。もし、24日の土曜日でよければ法人に指示をするが、諮っていただきたい。
委員長	プレゼンテーションを24日土曜日ということで事務局より提案があったが、準備があるため、早く決めなければならない。午後からであれば可能だがいかがか。
委員	プレゼンテーションまでに資料は用意してくれるのか。
事務局	今日選考基準に一定の目途がたてば帰りに渡す予定であったが、できなかった。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。

審 議 経 過

No.

事務局	選考委員会の中で了解の上で持ち帰りたい、勉強したいということを了解いただけたら渡す準備はできている。もう1点であるが、会計帳簿のほうを、山本会計士にお願いすることになる。2月のこの忙しい時期に審査してもらうことになるので、少なくとも会計帳簿は今日ぜひ渡したい。
委員長	各法人からの資料を渡したほうがいいか。 各法人から出ている貴重な資料であるため、取り扱いには注意して欲しい。時間も迫ってきたので、これで終わる。

※ 主な発言の要旨等、審議経過がわかるように記載すること。